

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目次

◇告 示 国民健康保険薬剤師として登録があったものとみなされるもの(保険課)

保安林の指定予定(森林保全課)

◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

## 告 示

### 鳥取県告示第八百二十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があったものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年十月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
中村 浩子	鳥国薬第八二二号	平成四年九月十四日

### 鳥取県告示第八百二十八号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成四年十月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡家町大字落若字小田二九五、七一一、七一二(次の図に示す部分に限る。)、七一三、七一三の一(次の図に示す部分に限る。)、七一四の一、七一四の二、七一六、字段所向イ五九九、字白岩谷七〇三、字城山七一〇の三から七一〇の六まで、七一〇の八、七一〇の九、七一一〇の一、七一一〇の二、七一一〇の九、七一一〇の二一から七一一〇の二七まで、七一一〇の二九から七一一〇の三二まで、岩美郡国府町大字荒舟字池ノ谷三九九、字池ノ谷蛇抜谷六四七の一、六四七の二、六四七の四、

気高郡青谷町大字絹見字湯出谷八〇三、字火口谷八〇九、字スゲ谷八一  
二、八一三、大字楠根字八布施六五三の一、六五三の二、六五三の八、  
六五四の一〇、六五四の三〇

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画  
で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥  
取県農林水産部森林保全課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第百二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に  
関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の

規格に適合していると認めたとので、遊技機の認定及び型式の検定等に関す  
る規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定によ  
り告示する。

平成四年十月二十日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 者 名
ぱちんこ遊技機	フナイバーケンゾクII	株式会社三共
"	フナイバー大相撲II	"
"	カジノGP	"
"	フナイチナイロンゾクI	"
"	スーパープレミリアムII	"
"	サンダーボームⅢAAA	"
"	タッチダウソクI	"
"	ピテホール	株式会社ソフナイテ
"	パツクソザウルスP-2	"
"	メガショットP-3	"

”	ホンバーショックP-2	”
”	夢一番	株式会社平和
回胴式遊技機	ミスターマジック	サミー工業株式会社